

【令和 9 年度当初からの勤務を希望する方へ】

応募締切:令和 9 年1月末頃(幼稚園教諭 預かり保育指導員 小学校常勤講師 やすらぎ指導員)

※その他職種は募集開始していないため未定

田原本町会計年度任用職員募集案内(学校教育部門)

担当課:田原本町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育係 ☎0744-34-2074(直通)

町立小・中学校、幼稚園、認定こども園に勤務することができる「会計年度任用職員」の募集を行います。地方公務員法等の改正に伴い、令和2年度から「会計年度任用職員制度」が運用されています。「会計年度任用職員」とは、「一会計年度(4月1日から翌3月31日まで)を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤の職」で、本町におけるこれまでの臨時的任用職員及び日日雇用職員等は、「会計年度任用職員(職種によりフルタイムまたはパートタイムに区分)」に移行しています。

本町教育委員会事務局では、選考等を経た上で「会計年度任用職員」として任用します。令和 9 年度の募集案内については下記のとおりです。

(1)募集職種・勤務条件など

小学校常勤講師

幼稚園教諭

預かり保育指導員

やすらぎ指導員

※詳細については、上記担当課へおたずねください

※その他の職種については令和 9 年1月上旬募集開始予定

(2)応募資格

地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・田原本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3)応募方法

令和 9 年度より電子申請で受付します。履歴書提出では受け付けることができませんのでご注意ください。

○登録に必要なもの

- ・メールアドレス(登録完了のメールが届きます)
- ・顔写真のデータ(50MB まで。gif、png、jpeg、jpg のみ可)
- ・資格証や免許証(免許・資格が必要な職種を選択された場合は、添付していただく必要があります。)

○電子申請の注意点及び手順

- ① 利用者登録(事前に利用者登録が必要です。)

(電子申請)利用者登録の手順



利用者登録はこちらから(奈良電子自治体共同運用システム)



<https://apply.e-tumo.jp/tawaramoto-nara-u/>

- ② 令和 9 年度会計年度任用職員募集(学校教育部門)申込フォーム



https://apply.e-tumo.jp/tawaramoto-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=42527

(4)受付期間

随時 ※令和 10 年 1 月末頃まで

(5)面接等について

書類選考後に、個人面接を下記のとおり実施します。詳細については、面接対象者全員へ個別に郵送します。届かない場合は、必ず担当課へ連絡をしてください。

①場 所：田原本町役場

②面接日：随時

(6)合格から採用まで

- ① 合格者は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までを登録期間とする、田原本町会計年度任用職員候補者名簿(学校教育部門)(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。
候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に内定とし、令和9年2月末までに結果に関する通知を郵送します。(内定通知は、内定を通知するものであり、採用の決定を通知するものではありません。)
- ② 内定者の採用が決定すると、令和9年3月20日ごろに採用通知書を送付します。また、令和9年3月25日前後には、採用に係る説明会及び手続きを行い、採用条件等の提示・確認を行います。採用条件の承諾後に採用が正式に決定となり、令和9年4月1日頃に任用を通知する書面を交付します。
- ③ 上記のとおり、候補者名簿に登録された場合であっても、令和9年度予算の成立状況等によっては、採用されない場合があります。また、業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。
- ④ 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1ヶ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。(実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、条件付採用期間は延長されます。)

(7)個人情報の取扱いについて

電子申請等に記載された個人情報については、田原本町会計年度任用職員(学校教育部門)に係る採用関係及び任用の手續に必要な範囲内で利用します。

(8)留意事項

- ① 電子申請等に不備がある場合及び申込期限を過ぎた場合は受付できません。また、合格発表後に電子申請等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ② 合否等結果に関する事項についての電話等による問合せには、一切お答えできません。
- ③ 提出された電子申請等は、返却いたしません。予めご了承ください。
- ④ 本業務へ従事するに当たっては、令和8年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、田原本町の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第百七十八條の二、第百八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第百七十六條から第百七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四條第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

(9)給料・報酬・手当・休暇等に関する概要

	フルタイム 任用根拠:改正地方公務員法 第22条の2第1項第2号	パートタイム 任用根拠:改正地方公務員法 第22条の2第1項第1号
地方公務員法の適用	適用あり	
給料 又は 報酬	給料:月額で支給	報酬:時間給を基に支給
地域手当 (給料月額または報酬時間単価の3%)	全員に地域手当として支給	地域手当相当額を <u>報酬に含み</u> 、全員に支給
通勤に関する手当等	片道 2.0Km以上であれば支給 (通勤手当として支給) ※ 徒歩を除く 正規職員準拠	片道 2.0Km以上かつ 下記を満たした場合に支給 (費用弁償として支給) ※1 徒歩を除く ※2 次頁に条件あり (1) 自動車等の場合 ①月10日以上勤務の場合:正規職員準拠 (金額は距離による。支給限度額は、1ヶ月あたり四輪 31,600 円、二輪 24,500 円) ②月10日未満勤務の場合:正規職員の金額に 50/100 を乗じた金額を支給 (2)電車の場合 実費相当分を支給 (限度額は 55,000 円/月)
期末勤勉手当	全員に支給 (年2回支給。年間 4.60 月分) ※ 任用初年度は除算有り	任期6ヶ月以上かつ週 15 時間 30 分 以上の勤務の場合は支給 (年2回支給。年間 4.60 月分) ※ 任用初年度は除算有り
退職手当	一定要件を満たした場合に支給	支給なし
社会保険 (健保・厚年・雇保)	加入	週 20 時間以上の勤務で加入 ※年度途中採用の場合、条件は異なります

勤務時間	週 38 時間 45 分	週 38 時間 45 分未満 (別表のとおり職種により異なります)
服務規程	適用あり (信用失墜行為の禁止・守秘義務 等)	
営利等企業等への 従事など	制限あり	制限なし

※上記の給料・各種手当・休暇・服務などについては、あくまでも令和8年10月時点の予定であり、内容及び金額等が変更となる場合があります。